

# 平成30年度省エネ法改正に伴う荷主の定義の見直しについて

## ！ 貨物所有権のないネット小売り事業者も省エネ法の対象になりました

貨物の所有権を問わず、契約等で輸送の方法等を決定する事業者を荷主と定義することになりました。

改正前

荷主 = 貨物の所有者

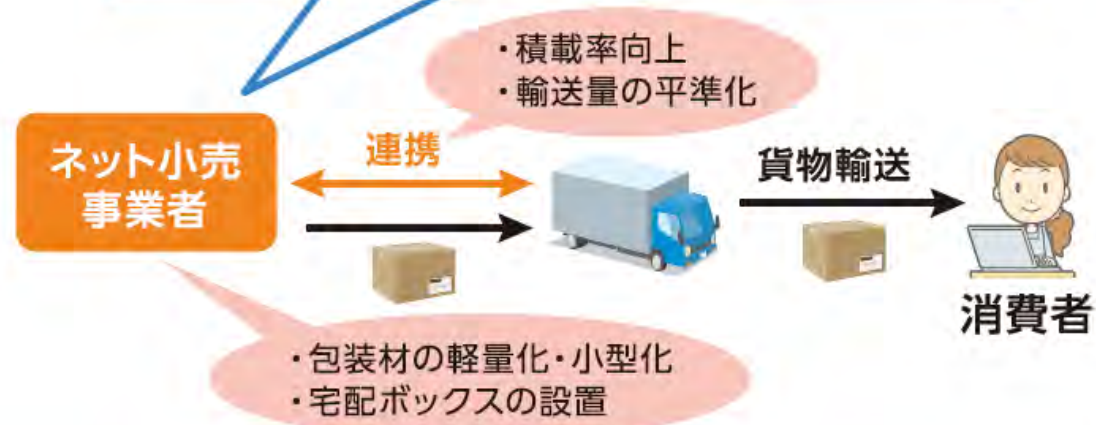
貨物の所有権あり ⇒ 省エネ法上の荷主 ○  
貨物の所有権なし(消費者に移転) ⇒ 荷主 ×



改正後

荷主 = 輸送の方法等を決定する事業者

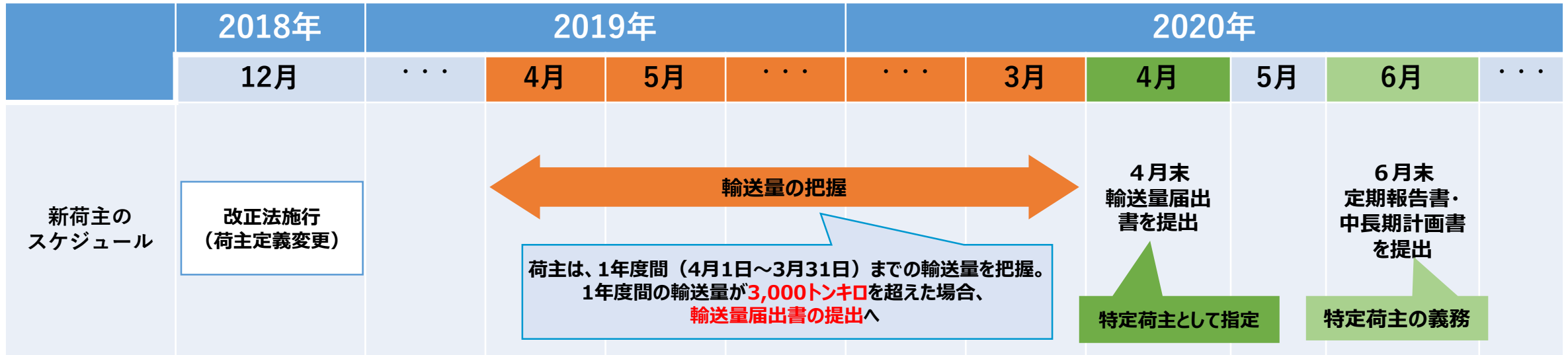
契約等で輸送の方法等を決定する事業者 ⇒ 荷主 ○



荷主が決定した輸送方法の下で、到着日時等を指示できる貨物の荷受側の事業者を新たに準荷主と位置づけ、貨物輸送の省エネの協力も求めています(努力規定)

# 新しく荷主に該当する場合のスケジュール

- ネット小売事業者等新たに省エネ法の対象になった荷主は、前年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の輸送量が**3,000万トンキロ以上**になった場合、**2020年4月末日までに、輸送量の届けを所管の経済産業局に提出**し、特定荷主の指定を受ける必要があります。
- 輸送量の届けを行い、経済産業局より特定荷主に指定された者は、**2020年6月末までに定期報告書、中長期計画書の届出**を行う必要があります。



問合せ先：九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 省エネ担当 電話：092-482-5474

荷主に関してパンフレット（荷主の手引き）、各種書式は資源エネルギー庁のホームページからダウンロード可能です。

荷主の省エネ推進のてびき：

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/ninushi/pdf/ninushitebiki\\_ver5.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/ninushitebiki_ver5.pdf)

各種様式：

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/index03.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index03.html)